

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	国民年金保険料ファイル	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金保険料の納付確認	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 納付記録、5 年金番号	
記録範囲	国民年金加入者	
記録情報の収集方法	住民情報システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	年金事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町住民税務課	
	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	国民年金給付ファイル	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金の給付確認	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 給付記録、5 年金番号	
記録範囲	国民年金加入者	
記録情報の収集方法	住民情報システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	年金事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町住民税務課	
	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	国民年金異動ファイル	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金の異動記録確認	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 異動記録、5 年金番号	
記録範囲	国民年金加入者	
記録情報の収集方法	住民情報システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	年金事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町住民税務課	
	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	障害基礎年金ファイル	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	障害基礎年金の給付等確認	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 給付記録、5 年金番号	
記録範囲	障害基礎年金加入者	
記録情報の収集方法	住民情報システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	年金事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町住民税務課	
	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	国保事務処理標準システムファイル	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者資格の管理及び給付事務	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 宛名番号、6 被保険者証番号、7 国保続柄、8 証発行記録、9 保険資格異動記録、10 DV 情報	
記録範囲	国民健康保険被保険者（転出、死亡等離脱者含む）	
記録情報の収集方法	本人取得、住民情報システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）住田町住民税務課	
	（所在地）〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	国保情報総合システムファイル	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	療養の給付及び統計に関する事務	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 保険者証番号、6 保険資格異動記録、7 受診記録	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	岩手県国民健康保険団体連合会からのデータ連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	岩手県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町住民税務課	
	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	国保情報集約システムファイル	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者の異動情報集積	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 被保険者証番号、6 国保続柄、7 保険資格異動記録	
記録範囲	国民健康保険被保険者（転出、死亡等離脱者含む）	
記録情報の収集方法	国保事務処理標準システムからのデータ連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	岩手県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）住田町住民税務課	
	（所在地）〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・生活環境係】

個人情報ファイルの名称	交通災害共済加入者名簿	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	交通災害共済加入状況を確認するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日	
記録範囲	交通災害共済加入者（5/31 基準日）	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム（抽出のみ）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）住田町住民税務課	
	（所在地）〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 7 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	後期高齢者被保険者情報ファイル	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者資格及び医療の給付等、賦課、収納に関する事務	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 被保険者証番号、6 異動記録、7 宛名番号、8 所得課税情報、9 受診記録、10 賦課情報、11 収納状況	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	岩手県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町住民税務課	
	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	後期高齢者被保険者賦課情報ファイル①	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の賦課徴収に関する事務	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 被保険者証番号、6 宛名番号、7 保険料	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	岩手県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町住民税務課	
	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	後期高齢者被保険者賦課情報ファイル②	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の賦課徴収に関する事務	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 宛名番号、6 保険料、7 収納状況	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	岩手県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町住民税務課	
	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	戸籍簿・除籍簿・改製原戸籍簿・附票・除附票	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	住田町に本籍を有する者の身分関係を証明する。	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 氏名、4 父母、5 続柄、6 生年月日、7 身分事項	
記録範囲	住田町に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町住民税務課	
	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法第 113 条から第 117 条の規定による手続き	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳情報ファイル	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	住田町に住所を有する者の住民情報の登録	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 世帯主、6 続き柄、7 世帯番号、8 住定年月日、9 前住所地、10 転出先、11 異動事由	
記録範囲	住田町に住所を有する者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町住民税務課	
	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法第 14 条の規定による手続き	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	身分証明情報ファイル	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	住田町に本籍を有する者の「成年被後見人」または「破産」に 関しての証明	
記録項目	1 本籍、2 氏名、3 生年月日、4 筆頭者、5 成年被後見人または破産	
記録範囲	住田町に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 住田町住民税務課	
	(所在地) 〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民税務課・住民国保係】

個人情報ファイルの名称	印鑑登録情報ファイル	
行政機関等の名称	住田町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民税務課	
個人情報ファイルの利用目的	住田町に住所を有する者（15 歳以上）の印影を登録し本人と証明するもの	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 印影	
記録範囲	住田町に住所を有する者（15 歳以上）	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）住田町住民税務課	
	（所在地）〒029-2396 住田町世田米字川向 88 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 6 年 4 月 1 日